

いづみ保育園 重要事項説明書

1 保育園の概要

名称	いづみ保育園						
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒123-0843 東京都足立区西新井栄町1丁目15番10号						
管理者氏名	施設長 飯泉 学						
開設年月日	平成23年8月1日						
連絡先	電話番号：03-3886-2520						
実施事業	◆児童福祉法第24条第1項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ■延長保育事業 ■ 地域支援事業 ■障害児保育						
入所定員(年齢別)	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	6人	6人	5人	5人	4人	4人	30人

※入所定員は待機児童がいる場合、解消のため定員枠を超え受け入れる。

2 設置者の概要

名称	社会福祉法人泉光会 いづみの杜
所在地	〒123-0843 東京都足立区西新井栄町1丁目15番10号
代表者氏名	理事長 飯泉 学
連絡先	電話番号：03-3886-2520
設立年月日	平成22年9月30日

3 職員体制について

職名	常勤	非常勤	備考
施設長	1名	—	
保育士	9名	3名	
看護師	1名	—	
嘱託医	—	1名	足立区中央本町2丁目24番12号 木内医院
事務他	—	1名	事務担当者

※時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

4 保育園の目的及び運営方針等

事業の目的	児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。
経営(保育)理念	1. 利よりも徳を重んずること 2. 人と人を繋ぎ、人が幸せになるプラットフォーム(土台)となり、子供達の絶えない笑顔とともに明るく元気に成長することをみまもること
保育目標	一人ひとりの子供を大切にし、その年齢なりの発達を見守りながら集団生活を通じて次のような子供に育てることを目標にします。 ○心身共に健康な子供 ○自分のことは、自分でできる子供 ○元気で明るく、笑顔の豊かな子供

5 保育園の開所日、開所時間、延長保育料及び休所日

開所日	◆月曜日から土曜日まで
開所時間	午前7時30分～午後7時00分まで (午後6時31分～午後7時00分は延長保育) ※詳細は別紙参照
延長保育	延長保育対象年齢：1歳児以上 延長保育料(区へ支払っている保育料とは別料金となります。) A:月極2,000円 B:1回300円
休所日	日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

登園・降園時には電子扉を開錠してお使いください。

※園から出る際は必ず保護者が開錠するようにしてください。

6 提供する特定教育・保育の内容

保育の内容

- (1) 保育の内容は、各年齢ごとにその発達に則して四期に分け、目標を立ててプログラムを作成していきます。
- (2) 職員研修会を行い、一人ひとりの子供にとってよりよい保育を家庭と協力して作っていきます。

一日の流れ

(尚、下記の表は参考と考えて下さい)

時間	0歳児	乳児	幼児
7:30			
8:30	順次登園、健康状態のチェック、自由遊び		
9:30	おやつ（0. 1歳のみ）		
10:00	午前寝	朝の活動	
		課題のある保育	
10:30	離乳食、授乳		
11:00	自由遊び	給食	
11:30	午睡		
12:00			給食
12:30		午睡	
13:00			午睡
14:30	おやつ、授乳		
15:00		おやつ、帰りの活動	
16:00		降園	
16:30		合同保育	
18:30		延長保育	
19:00			

年間の予定

保護者の方へは年度始めに「年間予定表」をお配りします。

◆印：保護者参加行事

4月	進級式、◆入園式、◆保護者会
5月	春の健康診断、春の遠足（4・5歳児）◆保育参観(幼児)
6月	◆保育参観（乳児）、歯科検診
7月	お泊り保育（5歳児）、プール開き
8月	プール納め
9月	◆運動会（予定）、◆引き渡し訓練
10月	◆個人面談
11月	秋の健康診断、秋の遠足（幼児）
12月	◆お遊戯会（予定）、クリスマス会、終業式
1月	新年のお集まり、餅つき
2月	節分、交流会
3月	ひなまつり、◆卒園式、徒歩遠足（幼児）、お別れ会
◎毎月の行事：身体測定・避難訓練・誕生会・園医健診(0歳) ◎鼓笛指導：(毎月1回 3・4・5歳児) ◎ダンス：(週1回、火曜日 3・4・5歳児)	

外部講師による指導

備考）運動会・お遊戯会は、近隣の施設をお借りして行うため、会場の都合で行事予定に変更が生じることがあります。

7 緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（囑託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。	
救急・消防	管轄	西新井大師前出張所
	所在地	足立区栗原3丁目18番28号
	連絡先	03-3886-0119
警察	管轄	西新井警察署
	所在地	足立区西新井栄町1丁目16番1号
	連絡先	03-3852-0110
囑託医	管轄	木内医院（医師：木内 要）
	所在地	足立区西新井本町2丁目24番12号
	連絡先	03-3889-1765

8 非常災害対策

防犯設備	学校110番（非常通報装置）、玄関扉電気錠
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、排煙装置及び消火器
消防計画 届出年月日	西新井大師前出張所 平成25年9月4日 届出済
防火管理者	園長 飯泉 学
定期訓練・対策	◆避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 ◆緊急連絡網の作成 ◆引渡し訓練(9月)
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。園舎内滞在に安全性の低い事態が生じた場合は近隣の学校に避難します。（第七中学）
災害時安否 情報メール	災害時において、安否情報を保育園からお知らせするために、携帯電話のメール配信を行っています。この安否情報は、災害時に各保育園の避難状況が落ち着いた園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。
広域避難場所	西新井西口地区一帯
水害時の 避難場所	いづみ保育園屋上

9 虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

10 苦情解決について

この苦情解決制度は、従来、密室化されやすかった苦情対応をオープンな苦情解決システムに替え、保育園利用者の権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。

＜苦情解決の流れ＞

◆苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

◆第三者委員を設け、施設に直接言いづらいことを中立的な第三者に申し出ることもできます。

① 保育園

受付担当者	永田 貴子（主任保育士）
解決責任者	飯泉 学（園長）
連絡先	03-3886-2520

② 第三者委員

氏名	伊藤 雄一（税理士）
連絡先	03-4400-0474（伊藤雄一税理士事務所）
氏名	古川 信也（司法書士）
連絡先	03-6657-7995（古川司法書士事務所）

11 賠償責任保険等の加入

損害賠償 責任保険	施設管理や施設業務などに起因する対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償する保険に加入しています。 【施設賠】1名・1事故10億円 【対物】1事故1,000万円
--------------	--

12 その他

（１）住所、勤務先等家庭の状況に変更が生じた場合

家庭の状況（住所、勤務先、勤務時間、連絡先、出産・育児休業、家族の異動、支給認定証の記載事項の変更等）に変更があった場合には、変更届の提出が必要となります。かならず区役所・保育園に連絡してください。

（２）個人情報及び肖像権使用についての承諾について

◆個人情報の取り扱いについて

・保育園に提出された個人情報（住所、勤務先、ご家族のこと等）は保育園と保護者との連絡などに使用され、その他の使用は一切いたしません。

◆個人の肖像権について

・園のしおり、ホームページなどに掲載される場合があります。

◆上記の案件（個人情報・肖像権）につきまして保護者に承諾をいただいております。

(3) 給食について

当園の給食の方針	保育園の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギー除去食、代替食は医師による食事箋に従って対応致します。必ず食事箋を提出して下さい。
衛生管理等	1) 集団給食施設届出を足立保健所へ届出済みです。 2) 調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。
その他	行事食などを行い、子供たちが食事に興味を持てるように工夫しています。

(4) 健康診断について

0歳児	月1回、嘱託医が健診します。健診の結果については、健康記録票及び連絡帳に記録しご家庭にお知らせします。
1歳児以上	年2回、嘱託医が健診します。健診の結果については、健康記録票に記録し、連絡帳または口頭でご家庭にお知らせします。 毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、健康記録票に記録し、連絡帳または出席シールブックでご家庭にお知らせします。
その他	お子様の日頃の様子でご心配なことがありましたら、保育園にご相談下さい。